

令和8年度「児童養護施設等の生徒への受験料等支援」の実施について

記

1. 申請方法

以下に掲載の「申請書」「支援対象者一覧」に必要事項を記載の上、本機構へ提出してください。

○児童養護施設等の生徒への受験料等支援

https://www.jasso.go.jp/kihukin/j_shien/index.html



詳細は、同ページの「事務取扱要領」及び「Q&A」等をご覧ください。
また、申請書類は記載ミスや記載漏れがないことを確認の上、提出してください。

2. 支援対象者の要件

次の①、④、⑤、⑥のすべてに該当し、かつ②又は③のいずれかの要件を満たす者が対象です。

- ① 児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム等）、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者）に在籍して（養育されて）いる者（※）

※ 外国籍の場合は、次のいずれかに該当すること。

- （1）法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等
- （2）定住者のうち、将来日本に永住する意思があると在籍する施設の長又は養育者が認めた者
- （3）家族滞在のうち、次の全てに該当し、かつ、将来日本に定着して就労する意思があると在籍する施設の長又は養育者が認めた者
 - ア 日本で出生、又は12歳に達した日の属する学年の末日までに日本に入国したこと。
 - イ 日本の小学校、中学校等及び高等学校等を卒業していること（高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）合格者を含む）。

- ② 令和9年3月末に高等学校等（本科）を卒業予定の者又は高等学校等（本科）を卒業後2年以内の者（文部科学大臣により指定された専修学校高等課程など、卒業・修了により大学入学資格が得られる施設を含む）

- ③ 高卒認定試験受験資格取得年度（16歳となる年度）の初日から高卒認定試験合格までの期間が5年を経過していない者（※1）又は高卒認定試験の合格者となった年度の翌年度の末日から2年を経過していない者（※2）

※1 高卒認定試験受験資格取得年度の初日から高卒認定試験合格まで5年を経過した者であっても、経過後から高卒認定試験合格までの間、引き続き進学後の学習意欲をもって毎年度高卒認定試験を受験している場合は対象となります。

※2 高卒認定試験の合格点を得た者が18歳未満の場合は、満18歳の誕生日から高卒認定試験合格者となります。

- ④ 大学等への進学を希望し、大学等を受験する者
- ⑤ 申請時点において就職の内定を受けていない者
- ⑥ 在籍する児童養護施設等の長又は養育者（以下「施設等申請者」という。）による申請を行うことができる者

3. 施設等申請者の要件

過去に本機構から支援金の返還を求められた施設等申請者は、本機構において返還確認が取れない間に、新たな申請はできません。

4. 支援額

生徒一人あたり 20 万円

※ 下記の募集期間につき、1 人 1 回までの申請となります。

5. 申請受付期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 9 年 2 月 26 日（金）（消印有効）

以上

<本件お問い合わせ先／書類送付先>

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部 広報課寄附金室

電 話 : 03-6743-3827 ※9:00~17:30（土、日、祝日、年末年始を除く）

E-mail : j-shien@jasso.go.jp